

## 明石市議会における災害発生時の対応要領

### (目的)

**第1条** この要領は、明石市において災害が発生したときの明石市議会及び明石市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、議員が災害の発生時に明石市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して適切かつ迅速な対応を図れるようにし、もって市民生活の平穩の確保を図り、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

### (災害の定義)

**第2条** この要領において災害とは、市対策本部の設置に該当する災害で、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。

### (連絡会議の設置)

**第3条** 明石市議会議長（以下「議長」という。）は、災害の発生等により市対策本部が設置された場合において、これと連携し災害対応に協力、支援等を行うため必要と認めるときは、明石市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

2 議長は、連絡会議を設置したときは、速やかに各議員及び関係者にこれを周知するものとする。

### (連絡会議の構成)

**第4条** 連絡会議は、議長、明石市議会副議長（以下「副議長」という。）及び会派交渉権を有する会派の代表者をもって構成する。

2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会派交渉権を有する会派の代表者に事故があるときは、その所属する会派から代理する者が参加する。

### (連絡会議の会議)

**第5条** 連絡会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じて、連絡会議の構成員以外の議員の出席を求めることができる。

3 議長は、連絡会議の会議を開いたときは、その要旨を記録するように努めるものとする。

4 連絡会議の庶務は、明石市議会議会局（以下「議会局」という。）において処理する。

### (連絡会議の任務)

**第6条** 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否確認に関すること。

(2) 市対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。

(3) 議員から災害情報を収集・整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

**(議員の役割)**

**第7条** 連絡会議が設置されたときの議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否、居所及び連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制の確立に協力すること。
- (2) 連絡会議から情報提供を受け、地域の災害対応に資すること。
- (3) 被災地、避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

2 議員は、災害初期においては、市長ができる限り災害対応に専念できるよう、災害対応に関する市長への要望は、緊急の場合を除き、連絡会議を通して行うものとする。

**(議会局の役割)**

**第8条** 連絡会議が設置されたときの議会局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、連絡会議に情報提供すること。
- (2) 議会局職員は、連絡会議の事務に従事すること。

**(その他)**

**第9条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

**附 則**

この要領は、平成31年1月17日から施行する。